

和歌山県公共工事入札監視委員会第50回定例会議 議事概要

開催日及び場所	平成26年2月18日(火) 13:30～ 和歌山県自治会館 203会議室	
出席委員氏名	田中昭彦(委員長) 山西陽裕(副委員長) 木下正美 津村雅枝 水城実	
審議対象期間	平成25年10月1日～平成25年12月31日	
抽出案件	総件数 3件	議事 ○入札及び契約手続の実績状況等の報告 ○抽出工事に係る競争参加資格の設定の経緯等審議 ○意見交換会
一般競争入札	1件	
条件付き 一般競争入札	3件	
通常指名競争入札	1件	
随意契約	1件	
委員からの意見・ 質問、それに対する 回答	意見・質問	回 答
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による建議 の内容	なし	

意見・質問	回 答
<p>【条件付き一般競争入札】 ○建築工事全般</p> <p>1. A委員 公共建築課が執行機関で、事業担当課が他課の案件の場合、入札条件の設定はどこがするのか。</p> <p>2. A委員 土木工事と比べて建築工事は落札率が高い傾向があるのではないか。</p> <p>3. B委員 応札者は、土木工事と建築工事の最低制限価格の計算方法の違いを知っているのか。</p>	<p>(発注機関：公共建築課)</p> <p>1. 公共建築課で設定する。</p> <p>2. 最低制限価格の設定において、土木と建築では算出する際の工事費に占める直接工事費や諸経費の割合が異なるため、建築工事が数%高くなることが一つの要因と思われる。</p> <p>3. 計算方法・積算基準等は全部オープンになっており、業者の方は分かっていると思われる。</p>
<p>【条件付き一般競争入札】 ○田辺警察署庁舎建築工事</p> <p>1. A委員 3者のうち「外壁タイル張りにおける耐久性の向上に関する提案」が0点のX社と2点の加点を受けた2者との評価の開きは何か。</p> <p>2. A委員 技術力の高い業者の提案で1点と2点ではなく、0点と2点と点差が開いたのは何故か。</p> <p>3. B委員 入札参加条件では企業の施工実績要件なしになっているが、企業の施工能力を評価するのか。</p>	<p>(発注機関：公共建築課)</p> <p>1. 採点は発注機関とともに学識経験者の委員会を設けて決定するが、0点は提案が無かったものではなく、優・良の場合は加点を受け、標準的な提案又は評価対象とならない場合に0点となる。</p> <p>2. X社は1項目を提案したが、タイル張りを仕様と異なる工法で施工する提案であったため評価対象とされなかった。あとの2者は2項目の提案が有り、それぞれ良で2点の加点を受けた。</p> <p>3. 入札に参加出来るかどうかという条件としては求めないが、「企業の施工能力」として契約後VEの実績を評価して加点することとしている。</p>

意見・質問	回 答
<p>4. B委員 A者は低入札価格調査の「調査対象」となっているが、調査結果はY社しかないのか。</p> <p>5. B委員 低入札価格調査結果の概要「7経営状況」の内容が「(公表しないものとする)」とあるのは表記が決まっているのか。</p>	<p>4. 評価値の最も高かった者から調査し、仮に1位の業者が調査失格となった場合は2位の業者を調査する。1位のY社が調査落札となったことから、X社については実際の調査は行っていない。</p> <p>5. 調査結果の概要は、県ホームページに掲載して一般に閲覧可能となるため個別業者の経営内容は伏せている。ただし調査は契約保証を扱う保証事業会社に問い合わせ、適正に経営状況を把握している。</p>
<p>【条件付き一般競争入札】 ○和歌山北高校西校舎複合施設建築工事 ○和歌山北高校西校舎体操練習場建築工事 ※2件一括審議</p> <p>1. C委員 2件の工事の入札参加可能業者は何者あったか。</p> <p>2. A委員 2件とも応札が2者しかなかったが何故原因か。</p>	<p>(発注機関：公共建築課)</p> <p>1. 複合施設が46者、体操練習場が40者です。</p> <p>2. まず全般的な傾向として、1億円超の大規模な建築工事になると40何者が参加可能であっても実際の応札は非常に少ない業者数であり、今年度（1月末現在）で平均5者という状況である。会社の体力的なところが要因かと思料する。また、個別の原因としては、工事現場はたくさんの工事が輻輳しており、全部で予定している工事件数が32件、うち同時進行で施工する工事が最大の時期で17件となっている。しかも進入路が1箇所ということで他工事との調整に労力を要すると、敬遠したものと分析している。なお、応札のあった2者は、既発注の当該敷地の別工事を受注しており現場の状況に明るい者であった。</p>

意見・質問	回 答
<p>3. D委員 複合施設と体操練習場を分割した理由は何か。</p> <p>4. D委員 現場状況が複雑なので参加者が少ないと分析するなら、2件を一括で発注する配慮は出来ないのか。</p>	<p>3. 入札の参加機会を増やすために原則として棟別の場合は分割して発注することとなっている。</p> <p>4. 2件の工事を一緒にすると金額が大きくなるため、1件では参加出来た業者が参加要件から外れてしまう。発注機関の県としては、今回参加しなかった業者を最初から排除するというよりは、やはり分割して参加機会をできるだけ多くしていきたいと考えている。</p>

【意見交換会】

下記について意見交換を行った。

記

1. 公共工事動向について
2. 建設工事入札不成立の状況（県土整備部）について
3. 新公共調達制度パンフレットについて